

富山高等専門学校学寮給食業務委託事業公募要領

1. 事業名

富山高等専門学校学寮給食業務委託

2. 事業の趣旨

本校の学生寮で生活している学生に栄養のバランスがとれた質の高い食事を提供可能な専門知識及び技術を有する事業者に給食業務を委託する。

3. 業務の内容

平成26年4月1日から平成27年3月31日までの期間における以下の業務

・本校学生寮の給食業務（朝食・昼食・夕食）

・給食提供の対象者数

仰学寮（本郷キャンパス）137人（平成25年1月10日現在）

和海寮（射水キャンパス）164人（平成25年1月10日現在）

なお、期間満了の3ヶ月前までに委託者、受託者間において協議の上、委託期間を1年延長できるものとする。ただし、延長できる期間は平成29年3月31日までとする。

4. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。
- (2) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）において、平成26年度に東海・北陸地域の「役務の提供等」のA、B、C及びD等級に格付けされている者であること。
- (3) 独立行政法人国立高等専門学校機構又は文部科学省から取引停止の処置を受けていない者であること。
- (4) 1回の食事（朝食、昼食、夕食）がそれぞれについて150食以上の実績があること。
またはこれと同等以上の実績があると認められた者であること。

5. 企画提案書の提出方法等

(1) 企画提案書の提出場所、企画競争の内容を示す場所並びに問い合わせ先

〒939-8630 富山県富山市本郷町13番地

富山高等専門学校管理課〔役務担当〕担当：伊藤

電話 076-493-5477

FAX 076-493-5404

E-mail ekimu@nc-toyama.ac.jp

(2) 提出方法

提出期限までに、紙媒体6部と電子媒体(CD持参又はE-mail添付ファイルで送信)を提出すること。

ファイル名は、「富山高専学寮給食業務企画提案書（会社名）」とする。（受信の通知は、送信者へメールで返信する）

ファイルの形式は、Ms-Word(2000以降)、表・図及び献立表はExcel又はPDFとする。

その他の添付資料のファイル名は、内容が明瞭に分かり、かつ、簡潔な表題を付すこと。

(3) 企画提案書の提出期限

平成26年1月31日（金）17時（受付時間：9時00分～17時00分）

6. 企画提案書に記載すべき事項

企画提案書に関する連絡先（照会先）及び担当者

企画提案書は日本語及び日本国通貨単位で表記すること。

(1) 仕様内容に関することについて

a 業務全体について

- ・食材の安全確保と安定供給のための体制構築について提示下さい。

b 仕様第4.(2)について

- ・任意の1週間の献立（朝・昼・夕食）及び成分表（野菜摂取量を含む）を提示して下さい。
- ・教育機関における学寮給食業務に対するポリシーを提示下さい。
- ・献立作成基準について提示下さい。

c 仕様第4.(5)について

- ・衛生管理に対する基本的指針及び衛生管理マニュアルを提示下さい。
- ・従業員の衛生及び健康管理の実施について具体的に記載して下さい。

d 仕様書第9について

- ・業務の実施体制を提示下さい。（人数、職種、資格等の記載を含む）
- ・安全衛生、調理技術の向上に関する教育・研修の実施状況を提示下さい。
- ・業務請負の開始に向けて、従業員の確保（食品衛生責任者の資格がある栄養士または調理師を含む。休暇等による代替要員の確保を含む。）及びその者に対する研修・訓練の計画を提示してください。

e 仕様書第5(2)・(3)・(4)及び第11について

- ・事務処理（給食費の引き落とし、明細の保護者への郵送、毎月の業務完了報告書の作成、学務・学生課への報告、光熱水費の本校への支払、給食費に関する保護者との連絡等）を誰が行うのか具体的に記載してください。

f 仕様書第12について

- ・不測の事態（地震等の災害や交通遮断時、食中毒事故等が発生場合等）が発生した際の連絡体制を提示して下さい。
- ・不測の事態の対処マニュアルを提示下さい。また非常時における食事提供の計画をご提示ください。
- ・受託者の責により発生した食中毒、火災事故等の賠償に応じるための保険（事業総合賠償責任保険等）加入及び対応するための体制について提示下さい。

g 仕様書第13について

- ・上記の他、本校にとって有意義なアピール点があれば提示・提案下さい。
- ・その他、仕様を満たすことを説明する上で有用な資料があれば提示下さい。

(2) 本校の給食提供方針等への対応について

a 給食提供方針等の1～11に対して具体的にご提案下さい。

b 別紙3で1日の食基準目安を示していますが、学寮は年齢、性別、クラブ活動、体格により食摂取量の個人差があるなかで、概ね皆の満足を得られるようにどのように工夫するかご提案下さい。

c 委託業者への評価は食事に留まらず、学生等から見た栄養士等職員の印象（清潔感）も重要と考えられますが、学生等からの印象評価向上のためどのような工夫をされますか。

(3) プレゼンテーションについて

a 提出した資料に基づきプレゼンテーションを行う。この際、質疑があった場合はそれに対応することとし、質疑含め30分程度とする。

7. 提出書類の様式等

(1) 企画提案書

- a 用紙の大きさは、フロー・図及び材料名まで記載した献立表を除きA4判とする。
(フロー等でA4判が不可能な場合はA3判で作成して3つ折)
 - b 使用する文字の大きさは、10.5ポイント以上とする。
(ただし、フロー等に使用する際は、この限りではない。)
 - c 企画提案書表紙には、『企画提案書』の表示、会社等名、代表者名を記入・押印し、目次を付けてファイリングすること。
 - d 内容が様式の枠を超える場合には、複数のページを作成し記載すること。
 - e 様式の、右下に企画提案書の通しのページ数を付すこと。(表紙、目次はページ数に含まないものとする。) フロー及び図については、ページ数として含めること。
 - f 記載事項の該当項目がない場合又は記載を希望しない場合は、その旨を明記すること。
- (2) その他下記の添付書類《上記の企画提案書とは別綴じとして6部ファイリングして、インデックスを付けること。》
- a 直近2年の各会計年度における決算関係書類
(決算報告書の写、経歴・事業内容及び規模等がわかるもの)
 - b 平成25年度、貴社の業務方針又は業務計画書
 - c 現在加入している食中毒事故等へ対応の保険証書の写し
 - d 参考見積書(平成26年度の年間契約金額：内訳、給食費、人件費、材料費、光熱水費、その他管理経費等を記載すること。)
 - e その他、寮食堂運営において示したいマニュアル等及び資料

(3) その他

企画提案書の作成等費用については、選定結果に拘わらず企画提案者の負担とする。また、提出書類等は返却しない。

8. 選定方法等

(1) 選定方法

a 書類選考

富山高等専門学校学寮給食業務事業者選定委員会(以下「委員会」という)において、提出された企画提案書等により書類選考を行い、プレゼンテーション(試食)を行う者を選定する。

b 第1次審査として書類選考を実施し、第1次審査通過者(評価点数の上位3位までのものとする。ただし、3位が同点の場合は第1次審査通過者に含めるものとする。)に対してプレゼンテーション(試食)を実施する。

c ①、②について総合評価を行い選定委員会において委託業者を選定する。

(2) プrezentation(試食)の実施時期

平成26年2月下旬で、別途指定した日時に行うこととし、プレゼンテーションの日時・場所及び留意事項については別途通知する。

(3) 審査基準

別途定めた、学寮給食業務委託に係る審査基準による。

(4) 選考結果の通知

選定後に文書で全ての提案者に選定結果を通知する。

9. 契約締結

選定の結果、契約予定者と企画提案書を基に契約条件を調整するものとする。また、契約条件等が合致しない場合には、契約締結を行わない場合がある。

10. スケジュール

- (1) 公募開始：平成26年1月10日（金）
- (2) 公募締切：平成26年1月31日（金）
- (3) 審査：平成26年2月初旬～下旬
- (4) 契約締結：平成26年2月下旬
- (5) 契約期間：平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

12. その他

事業実施にあたっては、契約書及び実施細目並びに企画提案書等を遵守すること。

競争参加資格に関する誓約書

平成 年 月 日

富山高等専門学校契約担当役

事務部長 林 興一 殿

住所

申請者 商号又は名称

代表者

印

申請者は、平成26年1月10日付で公告のあった「富山高等専門学校学寮給食業務委託」に関する公募に必要な下記の資格を有していることを誓約します。

1. 独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第4条の規定に該当しない者であること。
2. 独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第5条に規定される次の各号のいずれかに該当すると認められ、定められた期間を経過していない者（その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。）は、競争に参加する資格を有さない。
 - (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合したとき。
 - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - (6) この項（この号を除く。）の規定により、一般競争に参加できることとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
3. 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。